



2025年12月17日

各 位

会 社 名 株式会社ホギメディカル  
代表者名 代表取締役社長 川久保 秀樹  
(コード番号 3593 東証プライム市場)  
問合せ先 代表取締役副社長 藤田 泰介  
(電話 03-6229-1300)

TCG2509 株式会社による株式会社ホギメディカル株式（証券コード：3593）の普通株式  
に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

TCG2509 株式会社は、本日、株式会社ホギメディカルの普通株式を、別添のとおり公開買付けにより取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

以上

本資料は、TCG2509 株式会社（公開買付者）が、株式会社ホギメディカル（公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第 30 条第 1 項第 4 号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

2025年12月17日付「株式会社ホギメディカル株式（証券コード：3593）の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

2025年12月17日

各 位

会 社 名 TCG2509 株式会社  
代表者名 代表取締役 齋藤 玄太

株式会社ホギメディカル（証券コード：3593）の普通株式に対する  
公開買付けの開始に関するお知らせ

TCG2509 株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2025 年 12 月 17 日、株式会社ホギメディカル（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場、証券コード：3593、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

1. 本公開買付けの内容

(1) 対象者の名称

株式会社ホギメディカル

(2) 買付け等を行う株券等の種類

普通株式

(3) 買付け等の期間

2025 年 12 月 18 日（木曜日）から 2026 年 2 月 5 日（木曜日）まで（30 営業日）

(4) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 6,700 円

(5) 買付け予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	21,548,876 (株)	14,362,400 (株)	— (株)

(6) 決済の開始日

2026 年 2 月 13 日（金曜日）

(7) 公開買付代理人

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号

2. 本公司公開買付けの概要

公開買付者は、本公司公開買付けを通じた対象者株式の取得等を目的として、2025 年 11 月 13 日に設立された株式会社です。公開買付者は、本書提出日現在、日本法に基づき設立された TCG2508 株式会社（以下「公開買付者親会社」といいます。）がその発行済株式の全てを所有しており、公開買付者親会社は、本書提出日現在、日本法に基づき設立された TCG2507 株式会社（以下「公開買付者祖父母会社」といいます。）がその発行済株式の全てを所有しております。また、公開買付者祖父母会社は、本書提出日現在、ケイマン諸島法に基づき 2024 年 12 月 17 日に組成されたリミテッド・パートナーシップであって、The Carlyle Group（関係会社及びその他の関連事業体を含め、以下「カーライル」といいます。）がその持分の全てを保有・運用する CJPV HC Holdings VII, L.P.（以下「カーライル・ファンド」といいます。）がその発行済株式の全てを所有しております。なお、本書提出日現在、カーライル、カーライル・ファンド、公開買付者祖父母会社、公開買付者親会社及び公開買付者は、対象者株式を所有しておりません。

カーライルは、グローバルに展開する投資会社であり、世界 4 大陸の 27 拠点において約 2,500 名の社員を擁し、3 つの事業セグメント（注 1）において、660 のファンドを通じ総額約 4,741 億ドルの資産を運用しております（2025 年 9 月末現在）。

（注 1） 具体的には、①上場会社の非公開化を含むバイアウト投資、グロース・キャピタル（新興企業への成長資金の提供）、戦略的マイノリティ出資（少数持分投資）等の投資活動や、不動産やエネルギー等のリアルアセット投資を含む「グローバル・プライベート・エクイティ」（運用総額約 1,635 億ドル）、②ローン担保証券、メザニン等、主にクレジットへの投資を行う「グローバル・クレジット」（運用総額約 2,085 億ドル）、及び③プライベート・エクイティ・ファンドへの投資を行う「カーライル・アルプインベスト」（運用総額約 1,021 億ドル）の 3 事業セグメントです（いずれも 2025 年 9 月末現在）。

このうち、「グローバル・プライベート・エクイティ」セグメントにおいて企業への投資活動を行うコーポレート・プライベート・エクイティ投資では、1987 年の設立以来、累計 800 件以上の投資実績を有しております。また、日本国内でも、2000 年に活動を開始して以来、日本企業に対する投資を中心に行うバイアウトファンドにおいて、株式会社ツバキ・ナカシマ、株式会社日本医療事務センター（現 株式会社ソラスト）、シンプレクス株式会社、アルヒ株式会社、日立機材株式会社（現 センクシア株式会社）、ウイングアーク 1st 株式会社、オリオンビール株式会社、株式会社リガク、AOI TYO Holdings 株式会社（現 KANAMEL 株式会社）、東京特殊電線株式会社（現 株式会社 TOTOKU）、株式会社ユー

ザベース、岩崎電気株式会社、星光 PMC 株式会社（現 CHEMIPAZ 株式会社）、日本 KFC ホールディングス株式会社、株式会社キヨウデン、株式会社カオナビ及び株式会社トライト等に対する累計約 40 件の投資実績を有しております。

公開買付者は、本日、対象者を完全子会社化することを目的として、東京証券取引所プライム市場に上場している対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式及び対象者の取締役が保有する譲渡制限付株式（合計 10,896 株、所有割合（注 2）：0.05%）（以下「本譲渡制限付株式」といいます。）を除きます。）を取得するための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを 2025 年 12 月 18 日から開始することを決定いたしました。

(注 2) 「所有割合」とは、対象者が 2025 年 10 月 27 日に公表した「2026 年 3 月期 第 2 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「対象者第 2 四半期決算短信」といいます。）に記載された 2025 年 9 月 30 日現在の対象者の発行済株式総数（22,535,463 株）から、対象者第 2 四半期決算短信に記載された 2025 年 9 月 30 日現在の対象者が所有する自己株式数（975,691 株）を控除した株式数（21,559,772 株）（以下、「調整後対象者発行済株式総数」といいます。）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。以下、所有割合の記載において同じとします。

本公開買付けに際して、公開買付者は、対象者からの要請を受け、本取引の実現可能性を高める観点で、2025 年 12 月 17 日付で、ニッポン・アクティブ・バリュー・ファンド（NIPPON ACTIVE VALUE FUND PLC）（以下「NAVF」といいます。）（所有株式数：1,933,200 株、所有割合：8.97%）、エヌエーブイエフ・セレクト・エルエルシー（NAVF Select LLC）（以下「NAVF LLC」といいます。）（所有株式数：592,900 株、所有割合：2.75%）及びダルトン・インベストメンツ・インク（Dalton Investments, Inc.）（以下「ダルトン Inc.」といい（所有株式数：3,419,300 株、所有割合：15.86%）、NAVF、NAVF LLC 及びダルトン Inc. 並びにそれぞれのグループを総称して「ダルトングループ」といいます。）との間で応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結し、①ダルトングループが所有する対象者株式 5,945,400 株（所有割合：27.58%）の全てを本公開買付けに応募すること、及び②ダルトングループが本スクイーズアウト手続（以下に定義します。以下同じです。）の完了後に、今後カーライルがケイマン諸島法に基づき組成予定のリミテッド・パートナーシップのリミテッド・パートナーシップ持分を取得することで、カーライル・ファンドの経済的持分の最大 20%程度を間接的に取得すること（以下「本 LP 持分取得」といいます。なお、ダルトングループ各社による LP 持分の取得割合は未定です。）（注 3）を合意しております。本 LP 持分取得の時期及び本応募契約の詳細につきましては本公開買付届出書の「第 1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付けに関する重要な

合意」をご参照ください。

(注3) 本LP持分取得におけるリミテッド・パートナー持分の払込金額を決定する前提となる対象者株式の評価は、公開買付価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に抵触しないよう、本公開買付価格と同一の価格である6,700円（ただし、本スクイーズアウト手続として実施する本株式併合における対象者株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定です。）とする予定であり、当該金額より低い評価額による発行、すなわち本公開買付価格より低い価格による発行は行なわない予定です。また、カーライルがダルトングループから本LP持分取得を受ける理由は、対象者からの要請を受けダルトングループが所有する対象者株式の本公開買付けに対する応募及び本LP持分取得を含む応募の条件について協議したところ、ダルトングループが中長期的に対象者株式を保有しており対象者事業や企業価値向上策について一定の知見を有しているものと考えられたことから、カーライルとしてもダルトングループからそのような知見の共有を受けられることを考慮したものであります。このように、ダルトングループによる本LP持分取得は、ダルトングループによる本公開買付けへの応募の可否とは独立して検討されたものであることから、公開買付価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に反するものではないと考えております。

本取引は、最終的に、公開買付者が対象者を完全子会社化することを企図しているため、公開買付者が本公開買付けにおいて、対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式及び本譲渡制限付株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付成立後に、対象者の株主を公開買付者のみとするための一連の手続き（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。詳細は本公開買付届出書の「3 買付け等の目的」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」をご参照ください。）を実施することを予定しております。

本公開買付けにおいては、公開買付者は、対象者の完全子会社化を企図しているため、買付予定数の下限（注4）を14,362,400株（所有割合：66.62%）と設定しており、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合には、公開買付者は、応募株券等の全部の買付等を行いません。一方、本公開買付けにおいては、公開買付者は、買付予定数の上限を設定しておりませんので、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限14,362,400株以上の場合は、公開買付者は、応募株券等の全部の買付等を行います。

(注4) 本公開買付けにおける買付予定数の下限（14,362,400株、所有割合：66.62%）は、調整後対象者発行済株式総数（21,559,772株）に係る議決権の個数（215,597個）に、3分の2を乗じた数（143,732個、小数点以下を切上げ。）から、本譲渡

制限付株式（10,896 株）に係る議決権の個数（108 個）を控除した数（143,624 個）に、対象者の単元株式数である 100 を乗じた株式数（14,362,400 株）に設定をしております。なお、買付予定数の下限（14,362,400 株）は、本取引において、公開買付者が対象者を完全子会社化することを目的としているところ、本公開買付届出書の「3 買付け等の目的」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」の「② 株式併合」に記載の株式併合の手続きを実施する際には、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 309 条第 2 項に規定する株主総会における特別決議が要件とされているため、公開買付者が単独で当該要件を満たすことができるよう設定したもので。なお、本譲渡制限付株式に関しては、譲渡制限が付されていることから、本公開買付けに応募することができませんが、対象者は、2025 年 12 月 17 日開催の対象者取締役会において、上場廃止を前提とした本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議しており、当該決議に際しては、対象者の取締役 6 名のうち、James B. Rosenwald III 氏を除く 5 名が審議及び決議に参加し、決議に参加した取締役全員が賛成の議決権行使していることから（なお、James B. Rosenwald III 氏は、公開買付者との間で本応募契約を締結している Dalton Investments, Inc.において Chief Investment Officer として在籍しているため、利益相反防止の観点から、上記取締役会を含む本取引に関する議題の審議及び決議には一切参加しておらず、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加していないとのことです。また、James B. Rosenwald III 氏は、本譲渡制限付株式を保有していないとのことです。）、本譲渡制限付株式を保有する対象者取締役は、本公開買付けが成立した場合には、本スクイーズアウト手続に賛同する見込みであると考えております。そのため、買付予定数の下限を考慮するにあたって、これらの本譲渡制限付株式の数を控除しております。

### 3. 本公開買付けの目的等

カーライルは、ヘルスケア領域をグローバルにおける最重要投資分野の一つとして位置付けており、当該領域においては、国内投資案件であるクオリカプス株式会社や株式会社ソラストをはじめ、豊富な投資実績を有するとともに、継続的に投資機会の調査・検討を行ってまいりました。

そのような中で、対象者が提供する手術用キット製品が、病院経営における最重要課題の一つと考えられる手術の生産性・効率性改善に大きく寄与している点に着目し、特にプレミアムキット（注 5）及び「オペラマスター」（注 6）が医療現場における医師や看護師の負荷軽減、医療機関の収益性向上に貢献していることを高く評価いたしました。複数の医療機関関係者へのヒアリングを通じて、対象者製品に対する高い信頼性と市場での優位性を確認しております。

(注5) 「プレミアムキット」とは、対象者が販売する手術用キット製品であり、術前・術中・術後に必要となる医療材料を一括してセット化したものであるとのことです。透明で柔軟性の高いプラスチック容器を包装形態として採用することにより、従来のキット製品と比べて内容を大幅に充実させることを可能とし、手術準備の平準化・効率化を支援する製品であるとのことです。

(注6) 「オペラマスター」とは、手術室の運営管理を効率化し、病院経営の改善を支援する対象者の業務支援システムです。手術に必要な医療材料の標準化や原価管理等を通じて手術室を可視化し、課題を抽出・分析の上、改善提案を継続的に行うことで、医療機関の収益改善及び業務の効率化に貢献しています。

また、カーライルからの打診を契機として、2025年3月4日より、対象者の経営陣との協議を継続的に実施し、対象者の事業内容、経営方針、成長戦略に対する理解を深めるとともに、相互の信頼関係を醸成してまいりました。かかる協議の中で、対象者が「手術キットメーカーから、より広く医療機関の課題を解決するソリューションプロバイダー（注7）への進化」を目指していることを確認し、カーライルとしてもその方向性に強く共感するに至り、2025年4月21日にはカーライルから対象者に対して非公開化に向けた初期的な提案（経済条件を含まないもの）を行いました。

(注7) 「ソリューションプロバイダー」とは、対象者がこれまでに築いてきた顧客接点を活用し、自社製品に限らず他社製品も含めた複数の製品やサービスを組み合わせて価値を提供するマルチベンダービジネスを展開し、病院経営や手術室運営に関する顧客のニーズに対して、豊富な選択肢から最適なソリューションを提供する主体を表します。

その後、2025年7月頃に、対象者のファイナンシャル・アドバイザーである野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）より、対象者株式の非公開化に関する入札プロセス（以下「本第一次入札プロセス」といいます。）への参加について打診を受け、本格的な検討を開始いたしました。

事業に関する初期的なデュー・ディリジェンスの結果、対象者は近年、売上成長率の鈍化や利益率の低下といった課題にも直面しており、これらの課題に対しては、新規顧客の開拓による顧客カバレッジの増加や製品ラインナップの拡充等による収益性改善に加え、海外市場における売上成長等の施策を通じて、企業価値の向上が必要であると認識いたしました。

カーライルは、これらの施策を中長期的な視点で着実に実行していくためには、短期的な株価評価や市場のプレッシャーから一定程度自由となる非公開化が有効であると判断し、2025年7月下旬、本公開買付けの実施を検討するに至りました。非公開化により、機動的かつ柔軟な意思決定が可能となる経営体制を構築し、対象者の持つ潜在的な成長力を最大限に引き出すことが可能であると考えております。

このような検討を踏まえ、カーライルは、対象者の事業がカーライルとしてリソースを

投下して取り組む意義のある投資検討対象であると再認識し、2025年7月31日に、対象者株式の非公開化を前提とした、法的拘束力を有さない初期的な意向表明書を野村證券へ提出いたしました。

その後、2025年8月29日、カーライルは、複数の外部パートナー候補の1社として、野村證券を通じて、対象者株式の非公開化に関する法的拘束力を有する提案を提出するための最終入札プロセス（以下、「本最終入札プロセス」といいます。）実施に関する案内の配布を受けました。かかる打診を受けたカーライルは、法的拘束力を有する提案を提出するため、本最終入札プロセスに参加することといたしました。

その後カーライルは、2025年9月初旬から同年10月下旬にかけて、対象者の事業・財務・法務等に関するデュー・ディリジェンスや対象者の経営陣との面談を実施し、対象者株式の取得について、分析及び検討を進めました。デュー・ディリジェンスの過程で、手術キットに関する使用状況・浸透度・評価ポイント・メーカー選定に際する検討要素等に関する医師を対象としたサーベイを実施し、プレミアムキットが特に心臓外科、脳外科等の全身麻酔を伴う手術が多くを占める疾患領域において高い顧客評価を得ていることを確認しました。一方で、営業活動が新規顧客の獲得ではなく既存顧客の維持に偏重していたことに起因する売上高成長率の鈍化や、為替影響や新工場稼働に向けた設備投資増強による減価償却費増加等による利益率の低下等の課題も再認識しました。カーライルは、対象者の事業に対して、カーライルがグローバルに有する経営人材とのネットワークや経営ノウハウと対象者の成長を牽引してきた対象者の経営陣の知見とを融合することによって、対象者を「医療機関のニーズに応える真のソリューションプロバイダー」に進化させたいと考えております。

このような検討の結果を踏まえ、公開買付者は、法的拘束力を有する提案書（以下「最終意向表明書」と言います。）を提出いたしました。その後、カーライルは、対象者と協議を重ねた結果、対象者株式を非公開化することを目的として、公開買付者を通じて本公開買付けを実施することを決定いたしました。

また、最終意向表明書の提出後、公開買付者は、2025年11月10日に対象者からの要請を受け、本取引の実現可能性を高める観点で、同月12日、ダルトングループとの間で、ダルトングループが所有する対象者株式の本公開買付けに対する応募、及び本LP持分取得を含む応募の条件についての協議を開始いたしました。その後、対象者の意向も踏まえ、公開買付者は、2025年12月17日、ダルトングループとの間で、ダルトングループが所有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募すること及び本LP持分取得を含む本応募契約の内容について合意いたしました。なお、公開買付者は、上記の経緯及び本応募契約の内容を考慮すれば、本応募契約に基づくダルトングループによる本取引後の間接的な投資の継続は、本公開買付届出書の「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」「③ 本公開買付け後の経営方針」に記載の本公開買付け後の

対象者の経営方針に影響を生じさせるものではないと考えております。本応募契約の詳細については、本公開買付届出書の「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付けに関する重要な合意」の「① 本応募契約」をご参照ください。

なお、本公開買付けの具体的な内容は、本公開買付届出書をご参照ください。

以上

### **【勧誘規制】**

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいだ上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

### **【将来予測】**

このプレスリリースには公開買付者、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」等の、将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、公開買付者の現時点での事業見通しに基づくものであり、今後の状況により変わる場合があります。公開買付者は、本情報について、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するための将来の見通しに関する表現の現行化の義務を負うものではありません。

### **【米国規制】**

本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含みます。以下同じです。) 第 13 条(e)項又は第 14 条(d)項及びこれらの規定の下で定められた規則は、本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類に含まれる財務情報は日本の会計基準に基づいており、米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能なものとは限りません。また、公開買付者及び対象者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語で行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類中の記載には、米国 1933 年証券法 (Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。) 第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法第 21E 条で定義された「将来に関する記述」(forward-looking statements) が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又は関連者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類中の「将来に関する記述」は、本日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者又はそれらの関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。

公開買付者及びその関連者並びに公開買付者及び対象者の各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人（これらの関連者を含みます。）は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法規則第 14e-5 条(b)の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けは市場取引を通じた市場価格、若しくは市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者又はその関連者の英文ウェブサイトにおいても開示が行われます。

### **【その他の国】**

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。